

釧路広域連合清掃工場余剰電力売却契約書（案）

- 1 件 名 釧路広域連合清掃工場余剰電力売却
- 2 供給場所 釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 単価契約とし、契約単価は次のとおりとする。

期 間	単 価 区 分	単 位	契約単価	摘要
令和8年4月1日から 同年7月31日まで	非バイオマス分電力量料金	1 kWh 当たり	.	円
令和8年8月1日から 令和9年3月31日まで	バイオマス分電力量料金 (非化石エネルギー源に由 来する価値を含む)	1 kWh 当たり	.	円
	非バイオマス分電力量料金	1 kWh 当たり	.	円

- 5 契約保証金 免除
- 6 支払方法 毎月計量後、後払い

上記の余剰電力売却について、釧路広域連合（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

2026年（令和8年）月 日

甲 釧路市高山30番地1
釧路広域連合
釧路広域連合長 鶴間 秀典 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

釧路広域連合清掃工場余剰電力売却契約約款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を含む。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 甲は、仕様書その他の関係書類に基づき、釧路広域連合清掃工場（以下「甲の施設」という。）における発電電力に余剰がある場合の電力（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第3条に規定する調達期間である令和8年7月31日までの期間においては、再エネ特措法第2条に規定する特定契約により一般送配電事業者に売却する同条に規定する再生可能エネルギー電気を除く。以下「余剰電力」という。）を契約書記載の契約期間中、乙に売却するものとし、乙は、その対価を甲に支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- 4 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(指示等の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (一括委任等の禁止)**

- 第4条 乙は、この契約の履行にあたってその全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

(余剰電力供給に係る協力)

- 第5条 甲及び乙は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。
- 2 甲は、乙の要求に基づき余剰電力供給計画を乙に提供するものとする。
- 3 余剰電力が供給計画と著しくかけ離れる事態が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、甲は乙

に対し速やかに通知するものとする。

4 甲は余剰電力の安定に努力するものとする。

(託送供給契約)

第6条 余剰電力の受給のために別途乙と一般送配電事業者の託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

2 甲は発電者として、一般送配電事業者の託送供給約款を遵守する。

3 接続検討の申込については、甲の負担で甲が行う。甲は、乙が託送供給契約を締結する際に、本契約期間に限って、乙が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

4 託送供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(発電量調整供給契約)

第7条 乙はFITインバランス特例制度を適用した電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む発電バランシンググループ又は特例発電バランシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。

2 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。また、計画値同時同量が課される場合は、乙の責任でインバランス調整を行い、一般送配電事業者からインバランス供給を受けた場合、インバランス料金の負担は乙が負うものとする。

(系統連系受電契約)

第8条 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結するものとする。

2 甲は、新たに系統連系受電契約を締結または既に締結している系統連系受電契約を変更する場合は乙に申し出るものとし、乙は甲から申し出があった場合は、発電量調整供給契約の変更を一般送配電事業者へ申し出るものとする。

3 一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、乙は発電量調整供給契約の変更を承諾するものとする。

4 甲は、系統連系受電契約が消滅した後に接続された電気について一般送配電事業者が無償で受電することに承諾するものとする。

(系統連系受電サービス料金)

第9条 乙は、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結しているので、系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）を、甲が乙を通じて支払うものとする。

2 甲は、発電側課金についてはその都度、甲から乙に支払い、その都度、乙から一般送配電事業者に支払う。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者に支払うこととする。

(1) 甲が発電側課金を支払期日までに乙に支払わなかった場合

(2) 乙から甲へ支払われる電力量料金と発電側課金が相殺不可となった場合に、乙と甲および乙と一般送配電事業者の間で合意がなされたとき。

(3) その他、一般送配電事業者が必要と認めた場合

3 乙は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を甲から受領し、一般送配電事業者に引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。

4 発電側課金については、乙から甲へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。ただし、発電側課金が電力量料金を上回り相殺できない場合は、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者に支払うこととする。

(情報伝送装置の設置)

第10条 甲の供給場所に設置された取引用電力計から情報を得るために情報伝送装置（以下「伝送装置」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産として乙の負担で設置する。

2 伝送装置の設置場所は、甲、乙協議の上、場所を選定し甲が提供する。

3 乙が所有する伝送装置の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(売却電力量の増減)

第11条 契約期間中に甲の施設において発電した余剰電力量（以下「余剰電力量」という。）は、甲が仕様書で示した予定売却電力量を上回り、又は下回ることができる。

(余剰電力売却又は買入の中止又は制限)

第12条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。

(1) 甲が一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合

(2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合

(3) その他保安上の必要がある場合

2 乙は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を買入れできない場合、余剰電力の買入れを中止できるものとする。

(売却電力量の計量)

第13条 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引用電力計を介して行うものとし、甲と売却電力の買受者（以下「乙」という。）の間において確認を行う。

2 每月の売却電力量の算定期間は、前月の1日から末日までの期間とする。

3 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(電力量料金の算定)

第14条 電力量料金は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 令和8年4月1日から同年7月31日まで 每月、一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社）から提供される非バイオマス分の電力量に契約書記載の当該期間に係る非バイオマス分電力量料金の契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

(2) 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで 次のア及びイに掲げる金額を合算した金額

ア 前条の規定により計量した毎月の売却電力量に当該月のバイオマス比率（甲が毎月ごみ組成分析により算定するバイオマス比率をいう。）を乗じて算定したバイオマス分の電力量（1kWh未満の端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入した電力量。以下「バイオマス分電力量」という。）に契約書記載の当該期間に係るバイオマス分電力量料金の契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

イ 前条の規定により計量した毎月の売却電力量からバイオマス分電力量を減じて算定した非バイオマス分の電力量に契約書記載の当該期間に係る非バイオマス分電力量料金の契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）

（契約単価の変更）

第15条 契約を締結した後において、法令の改正、甲の発電事情の変化等により契約単価を変更する必要が生じたときは、甲、乙協議の上、契約単価を変更することができる。なお、法令の改正等により消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した消費税等相当額を含む単価に改めるものとする。

（支払方法等）

第16条 甲は、第14条の規定により算定された当該月分の電力量料金から第9条第4項の規定により相殺する発電側課金を差し引いた金額を請求書により翌月の10日までに乙に請求し、乙は請求書を受領した日の属する月の末日（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日（以下「支払期限」という。））までにこれを支払うものとする。

2 乙は、支払期限までに前項の規定により請求された電力量料金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、当該電力量料金の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を遅延損害金として支払わなければならない。

（損害賠償の負担）

第17条 乙は、自己の責による余剰電力供給の受入れの停止等により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、第12条に定める場合を除く。

2 第三者の行為により余剰電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

（甲の解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）契約の履行をすべき期日を過ぎても余剰電力の買い入れをしないとき。

（2）契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（4）第21条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約を履行できないことが明らかであるとき。

（2）乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）乙が契約の一部について履行不能である場合又は乙が契約の一部の履行を拒絶する意思を明確

に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約を履行せず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙が次のいずれかであるとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委任契約又はその他の契約にあたり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 第1項各号又は前項各号（第6号を除く。）に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、当該契約の解除があった日から契約期間満了日までの期間に対応する甲が仕様書で示した予定売却電力量に、単価区分に応じた契約単価を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が賠償金を支払った後に実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（談合等不正行為による解除等）

第19条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置

命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（2）乙又は乙の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定したとき。

（3）前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6に規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 乙は、前項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、仕様書において示した契約電力及び予定使用電力量において、第10条の規定により計算した金額の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

（1）前項第1号に掲げる場合において、排除措置命令及び審決の対象となる違反行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第6項に規定する不当廉売であるとき。

（2）前項第1号に規定する排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

（3）前項第2号のうち、乙について、刑法第198条の刑が確定したとき。ただし、同法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が賠償金を支払った後に実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（協議解除）

第20条 甲は、第18条第1項若しくは第2項又は前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第21条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第22条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する義務は消滅するものとする。

2 甲は、契約の解除があった場合において請求をしていない電力量料金があるときは、速やかに乙に請求し、乙は、遅延なく甲に当該電力量料金を支払うものとする。

（資料の提供）

第23条 乙は、甲が余剰電力の売却及び電力量料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提供するものとする。

(運用申合書の提出)

第24条 余剰電力の売却に関する運用については、甲、乙で協議し、運用申合書を乙が作成し、甲に提出する。

(協議)

第25条 この約款に定めるもののほか、乙は釧路広域連合に釧路市の規則を準用する規則（平成14年釧路広域連合規則第5号）において準用する釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲、乙協議して定める。